

高知大学医学部附属病院臨床研究教育・人材育成センター規則

令和6年3月18日
規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第11条の5第5項の規定に基づき、臨床研究教育・人材育成センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、医学部附属病院における基礎研究及び臨床研究の推進のため、独創的かつ革新的なシーズを開発するとともに発掘する力、臨床研究を発展させ医療現場での実用化につなげる力を早期から習得させるための医学部学生、医師及びメディカルスタッフに対する教育や、医師及びメディカルスタッフに対する府省その他の国の行政機関やその関連機関への出向等のキャリア形成支援を通じた自ら質の高い臨床研究を推進することができる研究者やそれらの研究者を支援できる人材の育成、並びにこれらの人材を活用した臨床研究の推進支援等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 独創的かつ革新的なシーズの開発及び発掘から医療現場への実用化につなげるための教育に関すること。
- (2) 厚生労働省、文部科学省その他関係府省及びその関連機関との人材交流の調整に関すること。
- (3) 育成した人材を活用した基礎研究及び臨床研究の支援に関すること。

(部門)

第4条 センターに、その業務を分掌させるために、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教育部門
- (2) 人材育成部門
- (3) 臨床研究推進部門

(組織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長

(2) 副センター長

(3) その他必要な職員

2 前項第1号及び第2号に掲げる者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第6条 各部門に部門長を置く。

2 部門長は、センター長が推薦し、病院長が指名する。

3 部門長は、センター長及び副センター長を助け、当該部門の業務を統括する。

(顧問)

第7条 センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、病院長が委嘱する。

3 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第8条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、臨床研究教育・人材育成センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。